

岐阜県教職員組合連絡会議

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和5年11月8日 15:30～

会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 義務教育課長 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合連絡会議 議長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17：00）

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和5年11月8日）

岐阜県教育委員会

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|--|--|
| 1 賃金・待遇改善に関して | |
| ① 物価上昇以上の賃金の大幅な引き上げをすること。 | 職員の給与、勤務時間等については、民間事業所調査結果を踏まえて人事委員会から勧告がなされます。県教育委員会としましては、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはなく、ご理解いただきたいと思えます。なお、本年度人事委員会は、給料表及び一時金の支給月数の引上げを勧告しましたが、県教育委員会として勧告を完全実施することを、10月19日に提案させていただいたところです。 |
| ② 若年層だけでなく、再任用を含む全ての年代について引き上げをすること。 | |
| ③ 急激な物価高が起きていることから、生活に関連する手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当など）を引き上げること。 | |
| ④ 多忙な教職員の勤務に報いるため、部活動指導業務や対外運動競技等引率指導業務に関わる特殊勤務手当を引き上げること。 | 部活動指導業務や対外運動競技等引率指導業務に関わる特殊勤務手当の額は、従前から義務教育費国庫負担金の算定基準に準じて改正しておりますので、ご理解ください。 |
| 2 「働き方改革」に関して | |
| ① 「勤務時間の上限方針」を守らせること。 | 「教職員の働き方改革プラン2023」に示しているように、財政面をはじめ県事業の実施による支援を行うほか、県教育委員会の取組を参考に市町村教育委員会の取組を促すため、支援・働きかけを行っているところです。また、休憩時間を確保するために、全職員一斉の休憩時間とならないよう設定したり、分割で設定したりすることも可能です。管理職が職員一人一人の勤務状況を把握し、勤務時間をマネジメントすることは、働き方改革を進めていく上で重要なことであると認識しております。今後も市町村教育委員会を通じて適切な勤務時間の管理を行うよう指導してまいります。 |
| ② 休憩時間を確保すること。 | |
| ③ 年間授業時数に上限を定め、その上限を守るように市町村教委に協力を求めること。年間授業時数が上限を超える計画がなされた場合は、修正を求めるよう市町村教委に求めること。年度末に年間授業時数が標準時間時数を超えることが予想される場合は、年度末の授業の削減を各学校に指導するように市町村教委に求めること。 | 教育課程については、地域の実態や学校の特色に応じて各学校において決められるものです。その中で、年間の授業時間数が標準時間数を大きく上回る学校については、市町村教育委員会が適切に把握し、必要に応じて行事の精選や教育課程の見直しをするよう助言してまいります。 |

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和5年11月8日）

岐阜県教育委員会

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|--|--|
| ④ 各学校でできる「働き方改革」の実施を促すため、働き方改革の「計画」と「報告」を管理職が市町村教委に提出するよう指導・助言すること。 | <p>教職員の長時間勤務については、教職員自身において自らの働き方を見直していくことも必要である一方で、教師一人一人の取組や姿勢のみで解決できるものではありません。</p> <p>学校における働き方改革を進めるためには、県教育委員会、服務監督権者である市区町村教育委員会や、各学校の校長等の管理職が、それぞれの権限と責任を果たすことが不可欠です。</p> <p>市町村教育委員会と連携し、時間管理や業務改善の重要性等について管理職の意識改革や教職員への啓発を図ってまいります。</p> |
| ⑤ 各学校でできる「働き方改革」の実効性を高めるため、管理職が教職員に対して「どのように業務を減らすべきか」を「自校反省」で記入するよう促すことや、管理職はそこに挙げられた教職員の声を活かして「働き方改革」をすすめるよう指導・助言すること。 | |
| ⑥ コロナ対策が緩和され、学校行事がコロナ前と同様に実施されようとしている。教育活動の観点とともに、「働き方改革」の観点を持って学校行事を実施するように市町村教委を通して管理職に指示すること。 | <p>新型コロナウイルス感染症対策によって行われた学校行事等の見直しは働き方改革においても生かされるよう、指導しているところです。</p> <p>今後も市町村教育委員会を通して、管理職への指導を継続してまいります。</p> |
| ⑦ 授業の持ち時間数の上限を設定し、それに見合う人員配置をおこなうこと。 | <p>教科指導の充実及び小学校中・高学年の持ち時間数の削減をめざした小学校専科指導について、加配教員をできる限り配置しております。</p> <p>今後も継続して配置ができるよう予算の確保に努めてまいります。</p> |
| ⑧ 「勤務時間のスライド」「週休日の振替」「4週間単位の変形労働時間制」などの勤務の割振りを実践におこなえるようにするために必要な帳簿を学校に備えるよう指導すること。 | <p>勤務時間のスライド制や週休日の振替による勤務時間の割振りの特例、1ヶ月単位の変形労働時間制の制度については、これまでも周知してきたところであり、管理職が職員一人一人の勤務状況を把握し、勤務時間をマネジメントすることは、働き方改革を進めていく上で重要なことであると認識しています。</p> <p>こうした制度が活用できるよう、今後も各市町村教育委員会に指導・助言してまいります。</p> |
| ⑨ 勤務時間前後や週休日、祝日に勤務を命じないこと。やむを得ず命ずる場合は当該職員の同意を確認し、前後4週間の間に勤務の割振りをおこなうこと。 | <p>管理職が職員一人一人の勤務状況を把握し、勤務時間をマネジメントすることは、働き方改革を進めていく上で重要なことであり、その上で勤務の割り振りを確実に行うことが大切であると認識しております。</p> <p>本来なら、勤務時間の割り振りはその週に行い、週の勤務時間を適正にとつていただくことが前提にあります。健康の維持・管理の面からもできるだけ早い時期に取得できるような職場環境の改善に努めてまいります。</p> |

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和5年11月8日）

岐阜県教育委員会

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|---|---|
| <p>⑩ 研修は職員の自主性を重んじること。 研修の回数を少なくしたり、実施内容を柔軟にしてゆとりを作り、お互いの授業を参観したり授業に関わる交流をしたりすることができるようにすること。 研究授業に対する管理職その他指導的立場の者からの半ば強制的な変更をやめさせること。 何度も計画内容を変更させたり、実施直前に変更を求められることは、負担を増すだけでなく研修に対する意欲を損なわせている。</p> | <p>ご承知の通り、教育公務員には、絶えず研究と修養に励むよう努めなければいけません。急速な社会変化、若手教員の増加、教育方法の多様化等といった今日的諸課題に対応するためには、教員の資質向上は必須であります。</p> <p>県教育委員会としては、今後も、研修のねらいや内容を見直し、研修者のニーズ等に合うような研修の実施に努めてまいります。研修を実施するにあたり、資料を簡略化するなど、過度な負担とならないよう留意しているところであり、今後もそのように努めてまいります。</p> <p>また、教職員が自主的に、校内で互いの授業を見合い交流するなどの営みは、教員の資質向上に寄与するものであり、研修と同様に大切にしていきたい取組です。</p> <p>今後も、県教育委員会として、事前相談や授業研究会のもち方等については、学校、授業者や主催団体のニーズをふまえた指導・援助ができるように努めてまいります。</p> <p>研究授業等の在り方については、各学校での方針によると思われまますので、今後も主体的な取組となるよう支援してまいります。</p> |
| <p>⑪ 事前準備を勤務時間内でおこなえない研究・研修は実施しないようにすること。そのために研究・研修体制の削減・簡素化をすすめること。</p> | <p>市町村教育委員会と連携し、時間管理や業務改善の重要性等について管理職の意識改革や教職員への啓発を図ってまいります。</p> <p>なお、ご承知の通り、教育公務員には、絶えず研究と修養に励むよう努めなければいけません。急速な社会変化、若手教員の増加、教育方法の多様化等といった今日的諸課題に対応するためには、教員の資質向上は必須であります。</p> <p>県教育委員会としては、今後も、研修のねらいや内容を見直し、研修者のニーズ等に合うような研修の実施に努めてまいります。また、研修を実施するにあたり、資料を簡略化するなど、過度な負担とならないよう留意しているところであり、今後もそのように努めてまいります。</p> |
| <p>⑫ 病休・産育休の補充がおこなわれていない学校では研修を減らすかなくすように指導すること。</p> | <p>ご承知の通り、教育公務員には、絶えず研究と修養に励むよう努めなければいけません。急速な社会変化、若手教員の増加、教育方法の多様化等といった今日的諸課題に対応するためには、教員の資質向上は必須であります。</p> <p>県教育委員会としては、研修を実施するにあたり、学校や教職員にとって過度な負担とならないよう引き続き努めてまいります。</p> |
| <p>⑬ 不登校児童・生徒が多数いる学校では、研修の負担を減らし、生徒へのケアを充実させるようにすること。</p> | |
| <p>⑭ 年度はじめの始業日の日程を遅らせること。 長期休業後の最初の授業日を半日授業にすること。</p> | <p>始業日は、地域の実情等を鑑み、設置者が管理規則によって決めています。</p> <p>年間授業時数の設定については、各学校が教育課程を編成し届けているものであり、各学校の実情を踏まえ、設定されているものと考えています。</p> <p>各学校が来年度の教育課程を編成するにあたり、標準授業時数を大きく上回っていないか見直すよう、学校教育計画作成の時期に周知します。</p> |

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和5年11月8日）

岐阜県教育委員会

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|--|---|
| ⑮ 中学校の定期試験の前日や当日の午後を授業カットし、生徒にゆとりをもたせるとともに教員が採点する時間を保障すること。 | 年間授業時数の設定については、各学校が教育課程を編成し届けているものであり、各学校の実情を踏まえ、設定されているものと考えています。 各学校が来年度の教育課程を編成するにあたり、標準授業時数を大きく上回っていないか見直すよう、学校教育計画作成の時期に周知します。 |
| ⑯ 教職員が参加する地域と連携した行事等を精選し、減らしていくように指導すること。 | 各市町村や地域によって実情が異なります。地域との連携について県教育委員会として一概に指導することが難しいことご理解ください。 なお、働き方改革の視点で、教員の業務の見直しについては、引き続き市町村教育委員会に働きかけてまいります。 |
| ⑰ 登下校の見守りや校内清掃について、各自治体や地域への依頼、民間委託をすすめること。 | 教員が必ずしも担う必要のない業務の代行や、コロナ対策として学校施設の消毒等の衛生対策や感染予防のための児童生徒の健康観察の補助など、教職員の負担軽減を図るため、スクール・サポート・スタッフを公立学校（各小・中・義務・高・特支）に配置しております。 今後も、各市町村教育委員会及び学校における外部人材の活用が一層促進されるよう働きかけてまいります。 なお、令和6年度も、スクール・サポート・スタッフの配置拡充に向けた予算要求を行ってまいります。 |
| ⑱ 県の教育研究会への参加は任意であることを周知し、加入を強制しないこと。 | 小中学校教育研究会は外部組織であり、これまでも、その参加の有無は任意となっています。自主的な研究団体として、主体的に教育研究に取り組んでいると認識しています。 会への参加の在り方について、小中学校教育研究会に働きかけてまいります。 |
| ⑲ 教育研究会や中体連・高体連・高文連・吹奏楽連盟、その他様々な教員が多数加入したり役員として関わる外部団体にも、「働き方改革」をすすめるよう促すこと。 | 小中学校教育研究会は外部組織であり、各部会において研究活動等に主体的に取り組んでいると認識しています。 所属する教職員の過度な負担にならないように、小中学校教育研究会に働きかけてまいります。 県中体連の主催する大会は、全国中学校体育大会の予選の1大会となっています。競技の特性もありますが、審判などは、協会や連盟に協力してもらい（県中体連が手当支給）、役員は教員が担うことで運営されています。 H30年度からは、全ての競技で養護教諭の依頼を止め、看護師を配置するなど改善に努めています。 引き続き地区大会においても同様の対応となるよう、県中体連に働きかけてまいります。 また、R1年度に可茂地区、R3年度に西濃及び美濃地区において、各郡市大会を実施せず地区大会からの実施、さらには、R4年度から陸上競技において美濃・可茂地区の合同開催を実施しており、大会数の精選をしました。 また、その他の地区においても郡市中体連大会の見直しをする計画をしており、大会数を精選することで教員の負担軽減に取り組んでいます。 高体連の主催する大会は、全国・東海高校総体県予選会及び県高校新人大会の2大会となっております。 審判・役員などは、協会や連盟に協力してもらい（高体連が手当支給）ながら、教員が中心となって運営されています。 |

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和5年11月8日）

岐阜県教育委員会

| | 要 望 事 項 | 回 答 |
|--------------------------|---|---|
| | | <p>協会等への役員依頼は、謝金、旅費の支払が発生し、参加料の値上げにつながる恐れもあることから、難しいのではないかと考えていますが、今後、大会数のさらなる精選と併せて、役員数の見直し等についても関係団体に働きかけてまいります。</p> <p>教職員の働き方を見直し、負担軽減を図るために、休日及び週休日の部活動の大会引率において、一部の大会にて勤務の振替が可能となるよう変更しました。</p> |
| ⑳ | <p>以下のことを全県で統一しておこなうよう、市町村教委に促すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知表（こどものすがた、教育通信）の所見は年度末のみとすること。 ・一律の家庭訪問や自宅確認をおこなわないこと。 ・部活動の朝練をおこなわないこととする。 | <p>通知表の作成や家庭訪問等の設定については、各学校が実情に応じて判断するものと考えます。</p> <p>学校が設定する行事等と年間授業時数との関係については、各学校が来年度の教育課程を編成するにあたり、標準授業時数を大きく上回っていないか見直すよう、学校教育計画作成の時期に周知します。</p> <p>朝の部活動については、学校や地域の実情に応じて取り組まれており、一律して制限することは難しいと考えております。</p> <p>しかしながら、平日の活動も含め、生徒の安全の確保が確実でない場合は活動しないよう働きかけてまいります。</p> |
| ㉑ | <p>長時間勤務縮減懇談を校長会を交えておこなうこと。</p> | <p>各学校において働き方改革が促進されるよう、各市町村教育委員会を通して各学校長に指導・助言してまいります。</p> |
| <p>3 教員配置に関して</p> | | |
| ① | <p>教員の持ち時間数減など負担軽減につながるよう、県の教員配置の基礎定数を改善すること。</p> | <p>教員の基礎定数は、国の法律に基づいて定められています。</p> <p>今後も国の定数改善の動向を注視しつつ、加配定数の継続、拡充を要望してまいります。</p> |
| ② | <p>教員未配置（当初欠員・病休代替や産休・育休・育短の代替）を解消すること。</p> | <p>学校運営に支障を来さないよう、教職員定数の人員確保に努めてまいります。</p> |
| ③ | <p>免許外教科担任を解消すること。</p> | <p>中学校での免許外教科担任の解消について、教員の配置は基本配当がベースとなっており、学校の規模によっては基本配当で全教科揃うことが難しい学校もあります。</p> <p>そこで、免許外教科担任解消非常勤講師の配置や兼務によってできる限り免許外教科担任による指導が減るよう努めています。特に免許外教科担任解消非常勤講師は、平成20年度から大幅に増員しました。それ以降も同非常勤の定数確保に努めています。</p> |
| ④ | <p>小学校の教科担任制の人員を増やすこと。</p> | <p>小学校における専科指導の充実については、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要であり、本県においては、専門性を一層重視した指導体制を構築するために、平成28年度から専門指導を行う教員を配置しております。</p> <p>なお、令和5年度については、昨年度の同数の専科指導に係る加配教員を確保しています。非常勤講師については、昨年度よりも拡充しています。</p> <p>県教育委員会としましても、今後も国の定数改善の動向を注視しつつ、加配定数の継続・拡充を要望してまいります。</p> |

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和5年11月8日）

岐阜県教育委員会

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|--|---|
| ⑤ 産休補充の年度当初からの配置（いわゆる「先読み加配」）を完全実施すること。 | 安定した産育休代替教師の安定的確保のための加配については、令和5年度より教諭を対象に始めました。養護教諭、栄養教諭、事務職員についても、国加配の動向を踏まえて、検討してまいります。 |
| ⑥ 育休補充については任期の定めのない教員を任用すること。 | 育休代替の講師については、地方公務員の育児休業等に関する法律にて、任期付採用及び臨時的任用職員のいずれかと定められており、本県においても任期付採用職員もしくは臨時的任用職員を任用しています。 今後も産育休代替については、本務者の方に安心してお休みいただけるよう、任期付き採用職員及び臨時的任用職員の確保に努めてまいります。 |
| ⑦ 長時間労働の是正のため、教職員の加配をすすめるなど、学校現場の業務量に応じた教員数の確保をおこなうこと。 | 今後も、国の定数改善の動向を注視しつつ、加配定数の継続・拡充を要望してまいります。 |
| ⑧ 教員の多様な働き方を保障するとともに、人材を確保するために、暫定再任用短時間および定年前再任用短時間（以下再任用短時間）勤務を今以上に拡大していく必要がある。再任用短時間勤務の希望者が増えるようなしくみをつくること。 | 小学校における再任用短時間勤務者の任用については、検討を重ねた結果、令和3年度より再任用勤務（フル）または再任用短時間勤務（ハーフ）を希望できるようになりました。 また、今年度より暫定再任用短時間勤務については、ハーフの他、31時間勤務もできるようになりました。加えて暫定再任用職員で学級担任として勤務をしている方には、常時勤務、シニア学級担任手当を支給しております。 年々再任用者数も増加傾向にあり、今後も、学校の教職員定数、学校運営組織等を考慮した上で任用し、適材を適所に配置する予定です。 |
| ⑨ 再任用短時間の希望者を小学校教科専科担当や通級指導担当者とするなどで、短時間勤務の任用数を増やすこと。 | |
| ⑩ 再任用短時間勤務の職員の任用が容易となるように、基礎定数外とすること。 | 再任用短時間勤務及び定年前再任用短時間勤務職員は、本務者として任用をしています。任用形態にかかわらず、定数内となります。 今後も、学校の教職員定数、学校運営組織等を考慮した上で任用し、適材を適所に配置する予定です。 |
| ⑪ 中学校理科実験を補助する人員を配置すること。 | 教材の準備や片付け等の支援については、スクール・サポート・スタッフが行うことが可能です。また、スクール・サポート・スタッフの運用が促進されるよう「活躍事例集」を作成し周知したところです。 今後もスクール・サポート・スタッフの運用が促進されるよう、訪問等機会をとらえて指導・助言を行うとともに、スクール・サポート・スタッフの予算確保に努めてまいります。 |

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和5年11月8日）

岐阜県教育委員会

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|--|---|
| 4 若年層の離職・病休を防ぐために | |
| ① 保護者対応のマニュアルを作るとともに、対応が困難な保護者対応のための学校内や市教委・県教委の支援体制を明確化すること。その際、担任の指導方針や児童・生徒およびその保護者との関係を尊重した対応をおこなうようにすること。 | 保護者対応については、児童生徒や保護者の困り感の訴えであることも考えられます。児童生徒や保護者の思いに寄り添いながら話を聞き、それでも対応が困難な保護者への対応については、管理職にご相談ください。 県教育委員会としても、管理職を対象としたマネジメントや危機管理に関する研修等を引き続き行い、管理職の資質向上に努めてまいります。 |
| ② 特に「深刻な事案」の場合のために、管理職だけでなく市教委や県教委を含んだ対応のマニュアルをつくること。 | |
| ③ 教職員の悩みを聴き、適切なアドバイスをおこなうなど、「寄り添う管理職」となるように指導すること。 | 職員が自身の考えや悩み等を話すことができる職場環境づくりは、人材育成の観点からも非常に大切なことであると認識しております。それは、若手教員はもちろん、ベテランの教員であっても同様です。 県教育委員会としては、管理職を対象とした様々な内容の研修を引き続き行うとともに、参加を促し、風通しのよい職場環境となるよう努めてまいります。 |
| ④ 本音で話せる関係、悩みを率直に話せる関係が築ける管理職を育成すること。 | |
| ⑤ 初任者指導担当教員が、過度な研修を初任者に要求しないように指導すること。特に、勤務時間を超えるような研修を強制しないこと。 | 管理職研修等で、初任者の勤務状況について把握し配慮するよう引き続き周知してまいります。 |
| ⑥ 小学校に副担任制を導入すること。 | 小学校の教員については、県の配当基準に基づき、できうる限り配当しております。県独自に副担任制を進めることは、厳しい財政状況の中、困難です。ご理解ください。 |
| ⑦ その際、副担任に暫定再任用短時間勤務の教員を積極的にあて、再任用勤務を増やす施策もすすめること。 | 小学校専科指導、少人数指導等加配としてフリーの教員を配当できるよう、今後も、国の定数改善の動向を注視しつつ、加配定数の継続・拡充を要望してまいります。 なお、暫定再任用短時間勤務者でも学級担任として活躍をしている方には、今年度よりシニア学級担任手当を支給しています。暫定再任用短時間勤務者についても、学校の教職員定数、学校運営組織等を考慮した上で任用し、適材を適所に配置する予定です。 |
| ⑧ 小中学校の担任経験のない初任者や臨時的任用教員は、教科担任・副担任にすることで、正担任とならないようにすること。 | 小学校の教員については、県の配当基準に基づき、できうる限り配当しております。県独自に副担任制を進めることは、厳しい財政状況の中、困難です。 校内での支援体制を講じるよう市町村教育委員会に助言してまいります。ご理解ください。 |

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和5年11月8日）

岐阜県教育委員会

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|---|--|
| やむを得ず担任を持たせる場合は、必ず専属の副担任をつけること。 | |
| ⑨ パワハラ・セクハラに関するエントリーシートを、小中学校教員に対しても毎年定期的実施すること。その際、市教委や県教委に直接提出できるしくみをつくること。 | 各市町村教育委員会において『職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針』及び運用要領」が作成されています。その中に、働きやすさ改善シートが位置付けられています。今後は、各市町村教育委員会にて定められたシートが適切に活用されるよう、指導・助言してまいります。 |
| 5 部活動改革に関して | |
| 1. 中学校の土日の部活動の地域クラブ化の支援を、財政的な支援も含めておこなうこと。 | 運動部活動の地域移行に関する国の検討会議の提言の中に、休日の運動部活動の地域移行の達成時期のめどについて、令和7年度末とすることが示されました。残された期間で地域移行を実現するために、具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画等を策定するとともに、今まで以上に関係各所と連携を深めることが重要であると考えます。 R4. 4. から県内6地区に7名（岐阜地区のみ2名）の研究調査員を配置し、優良実践事例の視察や保護者会等への参加による意見聴取、競技団体や市町村教委等との連携・調整を行うことで、市町村の取組を支援しています。 令和5年度は、休日部活動の新たな地域クラブ活動への移行に向けコーディネーター（各6地区に1名）を配置し、各地区の実践事例の聞き取り調査及び、市町村等が開催する地域移行に関する会議において、情報提供等を実施しております。 また、年3回地域クラブ部活動推進会議を開催し、各市町村の担当者と進捗の確認や意見交換等を行い、各市町村の取組が加速するよう努めています。 |
| 6 国への要望に関して | |
| 1. 義務教育費国庫負担金の国の負担割合を3分の1から2分の1にもどすこと。 | 国負担割合については、義務教育費国庫負担法に基づく制度であり、今後も、動向を注視してまいります。 |
| 2. 給特法の改正（本来の「時間外勤務を命じない」規定の遵守と、残業代支払い規定の創設）をすること。 | 県教育委員会としても、国に対し、教員の勤務実態と大きくかけ離れた教職調整額の制度を実態に見合ったものに見直すよう増額を要望しており、引き続き、動向を注視してまいります。 |
| 3. 小学校の「副担任」制度の創設をすること。 | 小学校の教員については、県の配当基準に基づき、できうる限り配当しております。県独自に副担任制を進めることは、厳しい財政状況の中、困難です。ご理解ください。 |
| 4. 全国学力・学習状況調査を悉皆調査から抽出調査にすること。 | 本調査は、国の定め（全国学力・学習状況調査の実施要領）により、原則として該当学年の全児童生徒を対象とすることになっており、今後も動向を注視してまいります。 県教育委員会として指導改善資料の発行や学力向上推進会議の実施等、調査結果を有効に活用し、各学校における指導が充実するよう、今後も支援を続けてまいります。 |

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和5年11月8日）

岐阜県教育委員会

| | 要 望 事 項 | 回 答 |
|----|--|--|
| 5. | 育休代替者の補充を任期の定めのない教員で行えるよう、国庫負担をすること。 | 育休代替の講師については、地方公務員の育児休業等に関する法律にて、任期付採用及び臨時的任用職員のいずれかと定められており、本件においても任期付採用職員もしくは臨時的任用職員を任用しています。 今後も産育休代替については、本務者の方に安心してお休みいただけるよう、任期付き採用職員及び臨時的任用職員の確保に努めてまいります。 |
| 6. | 教員の持ち時間数減など現場の教職員の負担軽減につながるように、教員配置の基礎定数を改善すること。 | 小学校における専科指導の充実については、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくとともに、教員の持ち時間数を削減し、教員の負担軽減を図るためにも重要であります。 県教育委員会としましても、今後の国の定数改善の動向を注視しつつ、加配定数の継続・拡充を要望してまいります。 |